

## 人の運送をする内航不定期航路事業の届出案内

### 1. 届出が必要な場合

- ・他者の需要に応じ、船舶(主に旅客定員が12人以下の船舶)により人の運送をする場合に、「人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書」の提出が必要となります。

### 2. 届出書の提出

- ・開始届出書は、**事業開始の30日前まで**に主たる営業所を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。
- ・主たる営業所の管轄が運輸支局または海事事務所の場合には、その運輸支局等を経由し提出して下さい。

### 3. 提出書類

- ・人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書
- ・使用船舶明細書(第1号様式)
- ・船舶検査証書(写)
- ・船舶検査手帳(写)
- ・船客傷害賠償責任保険証券(写)
  - ※旅客1人につき賠償限度額が、**無条件で5,000万円以上**であること  
(令和6年9月30日以前に締結された契約については、次回更新時から賠償限度額の引き上げをお願いします)
- ・運航航路図
- ・用船契約書等(写) ※自己所有船でない場合
- ・海技免状・小型船舶操縦免許証(写)  
(使用船舶を操船する者(船長・航海士等)の有効な免状・免許証)
  - ※小型船舶免許については、「**小型旅客安全講習**」の受講が必要です。  
受講済の場合は、免許証に「**特定**」と記載されています。

### 4. 開始届の内容を変更する場合の手続き

- ・開始届の内容を変更(船舶の入れ替え等)しようとするときは、変更する日の**30日前まで**に変更届の提出が必要です。

### 5. 事業を廃止した場合の手続き

- ・事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に廃止届の提出が必要です。

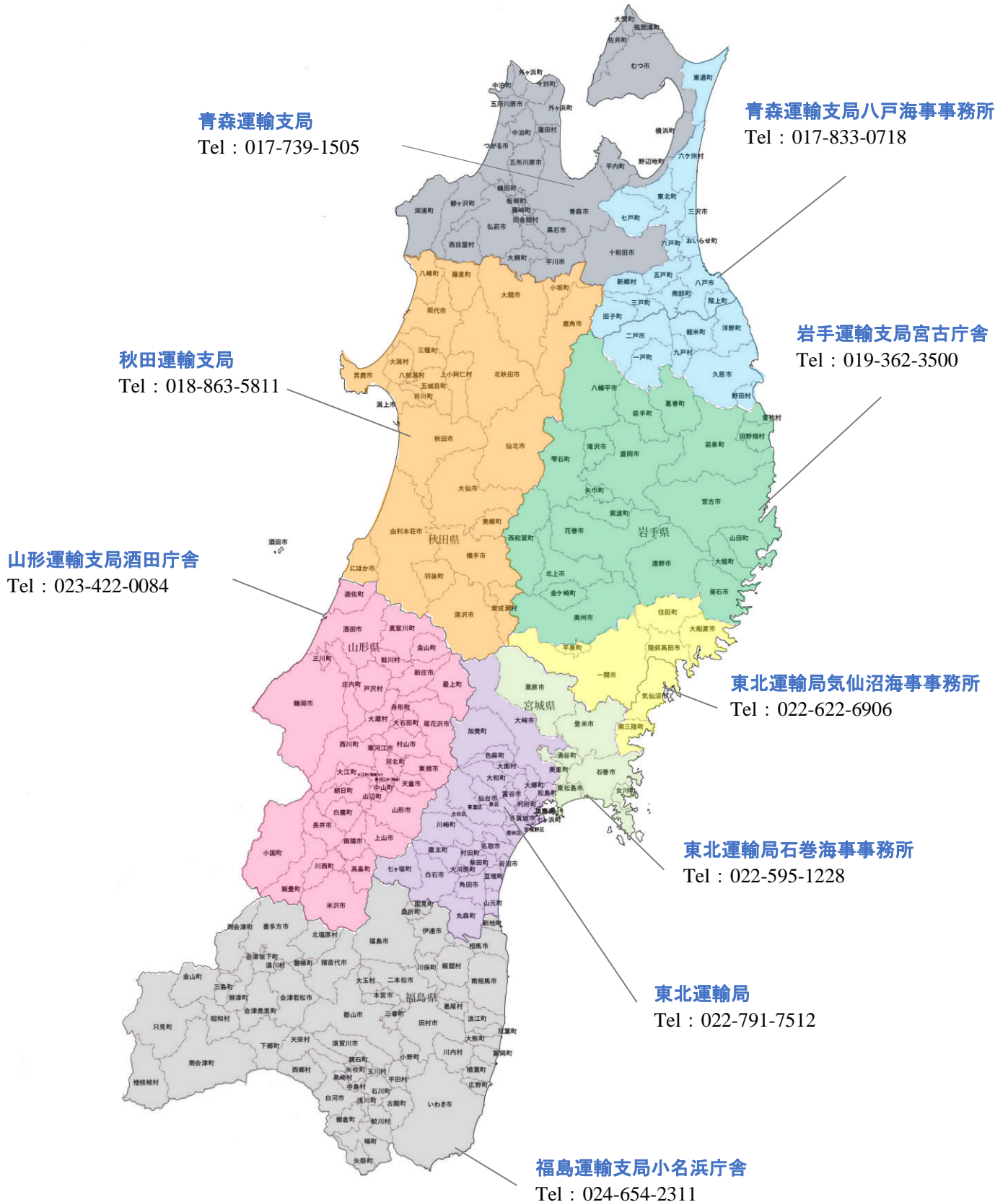
### 6. その他必要事項

- ・上記手続きの他に、安全管理規程設定(変更)届出書、安全統括管理者選任(解任)届出書、運航管理者選任(解任)届出書が必要となります。
- ・人の運送をする内航不定期航路事業を営む者は、翌年度の4月末日までに、一年間における運航の実績を報告する必要があります。

### 7. 問い合わせ先

- ・別紙の管轄区域図をご参照のうえ、主たる営業所を管轄する運輸支局等へお問い合わせください。

# ◆管轄区域図



# 記載例

令和 年 月 日

東北運輸局長 殿

住所 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1  
氏名又は名称 (株)〇〇  
代表者役職氏名 代表取締役 東北 太郎  
TEL 022-791-7512  
FAX 022-299-8875

## 人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始したいので、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出します。

### 記

#### 1. 住所及び氏名

住所 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1  
氏名又は名称 (株)〇〇  
代表者役職氏名 代表取締役 東北 太郎

#### 2. 開始しようとする事業の概要

##### ① 航路の概要

例1) 〇〇港を起終点とする、観光客等を対象とした△△湾内遊覧事業  
例2) 〇〇港を起終点とする、〇〇沿岸で行われる海洋調査への作業員等の運送

##### ② 運航の時季・日程

例1) 毎年〇月から▲月  
例2) 通年 ※年間を通じて運航する場合

##### ③ 主要旅客の概要（旅客船にあつては乗合運送か貸切運送の別）

例1) 観光客  
例2) 海洋調査の作業員

#### 3. 事業開始の年月日

令和 年 月 日 ※届出日から30日以降

4. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航不定期航路事業を営もうとする場合に  
あつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

使用船舶明細書

船名	〇〇丸	
船舶の種類	汽船	
船質	FRP	
進水年月	平成30年7月	
船舶所有者	(株)〇〇	
総トン数	10トン	
貨物積載容積		
自動車航送に係る 自動車積載面積		
旅客定員	12人	
主機の種類	ディーゼル	
連続最大出力	240.0kw	
航海速度	10ノット	

(注) 予備船の船名は、括弧書きとすること。